

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2010年1月1日以降始期契約用

傷害保険

晴れやか世代

70才以上の方への保険 〔特定傷害保険〕

ケガにそなえた「安心の補償」で、

暮らしを
もっと楽しく。



70才以上の方に適した細やかな「補償」で お客さまの暮らしを応援します。

晴れやか世代の特長

特長 1

ケガの「**部位**」「**症状**」に応じて、保険金を**迅速**にお支払い！
ケガをされた「部位」「症状」に応じて、保険金の額を決定するため、
治療の終了を待つことなくお支払いできます。(部位・症状別保険金支払特約)

特長 2

医療費の**自己負担分**をしっかり**カバー**！ (オプション)
ケガによる入院・通院が長引いた場合でも、医療費の自己負担分を
お支払いするのでご安心ください。(傷害医療費用保険金支払特約)

特長 3

足の「**骨折**」や「**脱臼**」を手厚く補償！
日常生活に与える影響が大きい足の「骨折」「脱臼」に対し、部位・症状別保険金
に加えて、一時金をお支払いします。(生活サポート一時金支払特約)
※保険期間を通じて1回に限ります。
※骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼等は、お支払いの対象となりません。

特長 4

長期入院は**一時金**でサポート！ (オプション)
ケガによる入院日数が、60日、90日、180日に達するごとに、それぞれ一時金をお
支払い。長引く治療を手厚くサポートします。
※60日は傷害長期入院時一時保険金支払特約、90日・180日は傷害長期入院保険金支払特約
でのお支払いとなります。

特長 5

家事代行費用で日常生活を支えます！ (女性専用プラン)
ケガや病気による入院で家事ができなくなったとき、
ホームヘルパーを雇う費用や清掃代行サービス等の利用代金の半分の補償します。

特長 6

日常生活に役立つさまざまな**サービス**をご用意！
本商品のサービスとして「生活サポートサービス」がご利用いただけます。
詳細は、本パンフレット裏面をご覧ください。

ご存じですか？

入院はこんなに長期化！

70才以上の方の
ケガによる
平均入院日数は **50.6日**

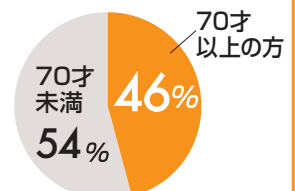
●厚生労働省「平成20年患者調査」退院患者における
70才以上の方の平均在院日数
(損傷(ケガ)によるもの)

70才以上の方に多い骨折！

骨折した患者数の割合
全人口のうち、
70才以上の方は16%程度ですが、
骨折した患者数の46%が

70才以上の方です！

●総務省統計局「平成20年人口推計」
●厚生労働省「平成20年患者調査」



だからこそ、もしものケガに備えることが大切です。

パンフレットの内容

ご契約の際に
お選びください。

P3～6

P3～4記載の
晴れやか世代の概要を
ご確認ください、
P5～6の中から
お客さまのニーズに合った
セットをお選びください。

P1 **晴れやか世代**の特長

P3 **晴れやか世代**の概要

P5 ご契約セット一覧表



ご契約の際に
知っておいて
いただきたいこと。

P7～13

P7 保険金をお支払いする場合、
保険金をお支払いしない主な場合

P11 特にご注意いただきたいこと



P13～14

P13 用語のご説明

P14 万一の事故のときのお手続について・Q&A

裏表紙 ご契約が満期を迎えるとき
付帯サービスのご案内



晴れやか世代の概要

晴れやか世代では、下記の場合を補償します。

基本補償

P4参照

ケガによりお亡くなりになられたとき

死亡保険金支払特約

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方がお亡くなりになられた場合に保険金をお支払いします。



足を「骨折」「脱臼」したとき

生活サポート一時金支払特約

生活に支障が出やすい足の骨折や脱臼をしたときに、一時金をお支払いします。

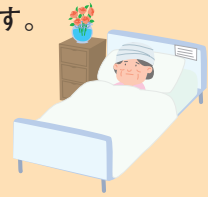
* 足指を除きます。
* 保険期間を通じて1回に限ります。
* 骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼などはお支払いの対象となりません。



ケガにより入院または通院したとき

部位・症状別保険金支払特約

「ケガの程度」に合わせて保険金をお支払いします。



おすすめするオプションの補償

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したとき

日常生活賠償特約(注)

(示談交渉サービス付 P14をご参照ください。)

日本国内において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合で、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金を補償します。



日本国内のみ

外出中に身の回りの品が壊れたとき

携行品特約(新価保険特約付)(注)

外出中の偶然な事故により携行品*に損害(盗難、破損、火災など)が生じた場合に保険金をお支払いします。

*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。



ケガにより医師の治療を受けたとき

傷害医療費用保険金支払特約(注)

医療費の一部負担金等実際にかかった治療費用を補償します。



入院が長引いたとき

傷害長期入院時一時保険金支払特約

入院が長引き、入院日数が60日以上となった場合、入院費用の補助として一時金をお支払いします。



さらに

傷害長期入院保険金支払特約

入院日数が90日以上、180日以上となった場合、それぞれ一時金をお支払いします。



女性だけの補償

ケガにより入院し、家事等ができなくなったとき

傷害による家事代行費用等支払特約(注)

ホームヘルパーの雇い入れ、清掃代行サービス業者の利用、クリーニングにかかった費用の50%を補償します。(女性専用プラン)



病気により入院し、家事等ができなくなったとき

疾病による家事代行費用等支払特約(注)

(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

部位・症状別保険金支払特約について



「ケガの程度」に合わせた補償って、具体的にはどのくらい支払われるの？

ケガをした「部位」「症状」「入院・通院日数」に応じてお支払いする保険金の額を決定します。

〈部位・症状別保険金支払倍率表〉

下表の数字は支払倍率を表します。部位・症状別保険金額(基本保険金額)に下表の倍率を乗じた額が実際のお支払額となります。 ※入院・通院日数の合計が5日以上の場合

部位 症状	頭部	顔面部			頸部	胸部・腹部	背部・腰部・臀部	手・腕		足・脚		全身 ^{※1}
		眼	歯	眼歯以外				指	指以外	指	指以外	
打撲、擦過傷、挫傷 ^{※2} 、捻挫、筋、腱、靭帯の損傷・断裂 [*] <small>*完全に切断されないもの</small>	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	15
挫創 ^{※3} 、挫滅創、切創	15	-	-	15	10	15	15	10	10	10	10	35
筋、腱、靭帯の断裂 [*] <small>*完全に切断されるもの</small>	-	-	-	-	-	65	65	35	35	30	40	-
骨折・脱臼	65	-	-	30	80	35	60	20	35	25	65	85
欠損・切断	-	-	5	20	-	-	-	20	100	30	100	-
頭蓋内・眼球の内出血・血腫 [*] <small>*脳挫傷を含む</small>	120	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神経の損傷・断裂	120	60	-	40	40	-	40	30	40	30	40	-
脊髄の損傷・断裂	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-	-
臓器・眼球の損傷・破裂 [*] <small>*臓器の損傷・破裂は手術を伴うもの</small>	-	60	-	-	-	90	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷・破裂 [*] <small>*手術を伴わないもの</small>	-	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-
やけど	5	-	-	10	5	10	10	5	5	5	5	35
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

※1 全身とは、同一の症状につき以下の(1)から(6)までの部位のうち、3部位以上にわたるものをいいます。(単位:倍)

- (1)頭部 (2)顔面部(眼、歯を除く) (3)頸(けい)部 (4)胸部、腹部、背部、腰部または臀(でん)部 (5)上肢 (6)下肢
- ※2 挫傷とは、皮膚の連続性が途切れていない閉鎖性のキズをいい、皮膚に損傷がないか、あるいは表皮にとどまっているものをいいます。
- ※3 挫創とは、皮膚の連続性が途切れた開放性のキズをいい、縫合等の処置が必要なものをいいます。
- 中毒症状の倍率は、部位にかかわらず5倍とします。
- 入院・通院日数の合計が4日以内の場合は、部位・症状にかかわらず基本保険金額の1倍(の金額)をお支払いします。
- 入院・通院日数の合計が5日以上の場合で、同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数の項目に該当する場合は、基本保険金額に“それぞれの項目のうち最も高い倍率”を乗じた額をお支払いします。

〔倍率の決定方法について〕
同一の事故により被ったケガが上表の2項目(35倍、120倍)に該当するため、そのうちの最も高い「120倍」が適用されます。

お支払例 (入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

自転車で走行中に転倒!
背中と腕を強打し、
脊髄を損傷、
腕を骨折した場合。



A1セット(基本保険金額5,000円)の場合

P5をご参照ください

5,000円(基本保険金額) × 120 (支払倍率)

= 60万円をお支払い

生活サポート一時金支払特約について

お支払例 (入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

生活への影響が大きい足(足指を除く)の骨折や脱臼については一時金をお支払いします。

※保険期間を通じて1回に限ります。
※骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼等は、お支払いの対象となりません。

階段から転落!
足を骨折した場合。



A1セットの場合

P5をご参照ください

5,000円 (基本保険金額) × 65 (足(指以外)の骨折に
対応する支払倍率) + 100,000円 (生活サポート一時金)

= 総額 42.5万円をお支払い

ご契約セット一覧表

各パターンにより、死亡保険金支払特約、部位・症状別保険金支払特約および携行品特約の保険金額が異なります。

<パターンA>

A1~A8セットでは、“○” “★”が付いている項目がいずれも補償されます。

保険期間：1年間		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8
死亡保険金支払特約	488.6万円	○	○	○	○	○	○	○	○
部位・症状別保険金支払特約(基本保険金額)	5,000円	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活賠償特約	1億円	★	★	★	★	★	★	★	★
携行品特約(免責金額3,000円)	30万円	★	★	★	★	★	★	★	★
生活サポート一時金支払特約(保険金額)	10万円	○	○	○	○	○	○	○	○
傷害医療費用保険金支払特約	100万円	○	○	○	—	○	○	○	—
傷害長期入院保険金支払特約	30万円	○	○	—	—	○	○	—	—
傷害長期入院時一時保険金支払特約(傷害長期入院日数60日)	10万円	○	—	—	—	○	—	—	—
傷害による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
疾病による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
月払保険料(口座振替) ^(注)		4,830円	4,710円	4,510円	3,880円	6,300円	6,180円	5,980円	5,350円
一時払保険料		55,210円	53,800円	51,460円	44,300円	72,030円	70,620円	68,280円	61,120円

日常生活賠償特約・携行品特約を セットしない場合

		日常生活賠償・携行品対象外							
		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	V1	V2	V3	V4	V5	V6	V7	V8
月払保険料(口座振替) ^(注)	日常生活賠償・携行品は補償されません。その他の保険金の種類と保険金額は上記と同内容です。	4,520円	4,400円	4,200円	3,570円	5,990円	5,870円	5,670円	5,040円
一時払保険料		51,690円	50,280円	47,940円	40,780円	68,510円	67,100円	64,760円	57,600円

V1~V8セットでは、上表(A1~A8セットの表)の“○”が付いている項目が補償されます。“★”の項目(日常生活賠償、携行品)は補償されません。

(注)上記月払保険料(口座振替)は、口座振替方式の場合の保険料です。直接集金方式の場合は保険料が異なりますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<パターンB>

B1~B8セットでは、“○” “★”が付いている項目がいずれも補償されます。

保険期間：1年間		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8
死亡保険金支払特約	412.8万円	○	○	○	○	○	○	○	○
部位・症状別保険金支払特約(基本保険金額)	3,500円	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活賠償特約	1億円	★	★	★	★	★	★	★	★
携行品特約(免責金額3,000円)	20万円	★	★	★	★	★	★	★	★
生活サポート一時金支払特約(保険金額)	10万円	○	○	○	○	○	○	○	○
傷害医療費用保険金支払特約	100万円	○	○	○	—	○	○	○	—
傷害長期入院保険金支払特約	30万円	○	○	—	—	○	○	—	—
傷害長期入院時一時保険金支払特約(傷害長期入院日数60日)	10万円	○	—	—	—	○	—	—	—
傷害による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
疾病による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
月払保険料(口座振替) ^(注)		3,850円	3,730円	3,530円	2,900円	5,320円	5,200円	5,000円	4,370円
一時払保険料		44,070円	42,660円	40,320円	33,160円	60,890円	59,480円	57,140円	49,980円

日常生活賠償特約・携行品特約を セットしない場合

		日常生活賠償・携行品対象外							
		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	W1	W2	W3	W4	W5	W6	W7	W8
月払保険料(口座振替) ^(注)	日常生活賠償・携行品は補償されません。その他の保険金の種類と保険金額は上記と同内容です。	3,620円	3,500円	3,300円	2,670円	5,090円	4,970円	4,770円	4,140円
一時払保険料		41,470円	40,060円	37,720円	30,560円	58,290円	56,880円	54,540円	47,380円

W1~W8セットでは、上表(B1~B8セットの表)の“○”が付いている項目が補償されます。“★”の項目(日常生活賠償、携行品)は補償されません。

(注)上記月払保険料(口座振替)は、口座振替方式の場合の保険料です。直接集金方式の場合は保険料が異なりますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<パターンC>

C1～C8セットでは、“○”“★”が付いている項目がいずれも補償されます。

保険期間：1年間		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8
死亡保険金支払特約	321.9万円	○	○	○	○	○	○	○	○
部位・症状別保険金支払特約(基本保険金額)	2,000円	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活賠償特約	1億円	★	★	★	★	★	★	★	★
携行品特約(免責金額3,000円)	10万円	★	★	★	★	★	★	★	★
生活サポート一時金支払特約(保険金額)	10万円	○	○	○	○	○	○	○	○
傷害医療費用保険金支払特約	100万円	○	○	○	—	○	○	○	—
傷害長期入院保険金支払特約	30万円	○	○	—	—	○	○	—	—
傷害長期入院時一時保険金支払特約(傷害長期入院日数60日)	10万円	○	—	—	—	○	—	—	—
傷害による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
疾病による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)	8,000円	—	—	—	—	○	○	○	○
月払保険料(口座振替) ^(注)		2,890円	2,770円	2,570円	1,940円	4,360円	4,240円	4,040円	3,410円
一時払保険料		33,060円	31,650円	29,310円	22,150円	49,880円	48,470円	46,130円	38,970円

日常生活賠償特約・携行品特約を セットしない場合

		日常生活賠償・携行品対象外							
		男女共通プラン				女性専用プラン			
特約の種類	セット名 保険金額	X1	X2	X3	X4	X5	X6	X7	X8
月払保険料(口座振替) ^(注)	日常生活賠償・携行品は補償されません。その他の保険金の種類と保険金額は上記と同内容です。	2,710円	2,590円	2,390円	1,760円	4,180円	4,060円	3,860円	3,230円
一時払保険料		31,050円	29,640円	27,300円	20,140円	47,870円	46,460円	44,120円	36,960円

X1～X8セットでは、上表(C1～C8セットの表)の“○”が付いている項目が補償されます。“★”の項目(日常生活賠償、携行品)は補償されません。

(注) 上記月払保険料(口座振替)は、口座振替方式の場合の保険料です。直接集金方式の場合は保険料が異なりますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<一時払専用型>

保険期間：1年間		男女共通プラン			女性専用プラン	
特約の種類	セット名 保険金額	D1	D2	D3	D4	D5
死亡保険金支払特約	保険金額	277.4万円	262.8万円	296.8万円	228.8万円	483.6万円
部位・症状別保険金支払特約(基本保険金額)		5,000円	4,000円	3,000円	5,000円	4,000円
日常生活賠償特約★		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品特約(免責金額3,000円)★		30万円	20万円	10万円	30万円	20万円
生活サポート一時金支払特約(保険金額)		10万円	10万円	5万円	10万円	10万円
傷害医療費用保険金支払特約		100万円	50万円	30万円	100万円	50万円
傷害長期入院保険金支払特約		10万円	10万円	5万円	10万円	10万円
傷害長期入院時一時保険金支払特約(傷害長期入院日数60日)		10万円	10万円	5万円	10万円	10万円
傷害による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)		—	—	—	10,000円	8,000円
疾病による家事代行費用等支払特約(支払限度基礎日額)		—	—	—	10,000円	8,000円
一時払保険料		50,600円	40,390円	30,250円	70,600円	60,390円

日常生活賠償特約・携行品特約を セットしない場合

		男女共通プラン			女性専用プラン	
特約の種類	セット名 保険金額	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5
一時払保険料	日常生活賠償・携行品は補償されません。その他の保険金の種類と保険金額は上記と同内容です。	47,080円	37,790円	28,240円	67,080円	57,790円

Y1～Y5セットでは、上表(保険金の種類)の“★”の項目(日常生活賠償、携行品)は補償されません。





⚠️ ご注意

- 次に該当する場合、ご契約いただける死亡保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
保険契約者と被保険者が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
 - 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
- *「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

【保険金欄の説明】「保険金の種類・特約」欄に **日本国内のみ** と表示のある場合は、日本国外における事故等は補償の対象となりません。



※印の用語のご説明はP10をご参照ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
死亡保険金 ◎死亡保険金支払特約 	○	○	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒酔い運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ● P10記載の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ● P10記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <部位・症状別保険金には下記が追加されます> ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [※] のないもの <生活サポート一時金には下記が追加されます> ● 骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼 など
部位・症状別保険金 ◎部位・症状別保険金支払特約 	○	○	保険期間中の事故によるケガ [※] のため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療 [※] を要した場合	① 治療日数 [※] の合計が5日以上の場合 [部位・症状別基本保険金額]×[支払倍率 [※] (5倍~120倍)(*)]をお支払いします。 (*)同一の事故により被ったケガ [※] の部位・症状が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。 ② 治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。	
生活サポート一時金 ◎生活サポート一時金支払特約 	○	○	保険期間中の事故により、下肢(足指を除きます。)に骨折 [※] または脱臼 [※] を被った場合	生活サポート一時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限りです。	
日常生活賠償保険金★ ◎日常生活賠償特約  日本国内のみ	○	×	保険期間中の次の偶発な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶発な事故 ② 被保険者の日常生活 ^(*) に起因する偶発な事故 (*)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] および本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)、別居の未婚 [※] の子となります。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。 (注1)法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3)被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。	

★補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
携行品特約★ ◎携行品特約 (注)新価保険特約(携行品特約用)が自動的にセットされます 	○	○	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*)に損害が生じた場合 (*)[携行品]とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、「補償対象外となる主な『携行品』」(10ページ)を除きます。	被害物の損害額から免責金額*(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 (注2)損害額は、1個、1組または1対の保険の対象について10万円を限度とします。ただし、通貨または小切手については1回の事故につき5万円を限度とします。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品保険金額がお支払いの限度になります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と生計を共にする親族*の故意による損害 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ● 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 保険の対象*の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ● 保険の対象*の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象*の電気的・機械的・事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 保険の対象*である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象*に生じた損害を除きます。 ● 保険の対象*の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● P10記載の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など (*)[携行品特約]により補償される「携行品」をいいます。
傷害医療費用保険金★ ◎傷害医療費用保険金支払特約 	○	○	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合 ア. 公的医療保険制度*に規定する一部負担金 イ. 医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」) ウ. 入院、転院*または退院のための移送費および交通費 エ. 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用 など	事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・ 公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療*に関する給付 ・ 加害者等から支払われる損害賠償金 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● P10記載の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ● P10記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 原因がいかるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <傷害医療費用保険金には下記が追加されます> ● 医師*の治療*を受けずに負担された費用
傷害長期入院保険金 ◎傷害長期入院保険金支払特約 	○	○	保険期間中の事故によるケガ*のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院*(入院に準ずる状態*を含みます。)された場合で、その状態が90日以上となったとき。	1回の事故に基づく入院*の日数または入院に準ずる状態*の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の倍数となるごとに、傷害長期入院保険金額の全額をお支払いします。 (*)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。	
傷害長期入院一時保険金 ◎傷害長期入院一時保険金支払特約 	○	○	保険期間中の事故によるケガ*のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院*(入院に準ずる状態*を含みます。)された場合で、その状態が60日以上となったとき。	1回の事故に基づく入院*の日数または入院に準ずる状態*の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて60日となった場合に、傷害長期入院一時保険金額の全額をお支払いします。 (*)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。	

★補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
傷害家事代行費用保険金★ ◎傷害による家事代行費用等支払特約 女性専用プランのみ 	○	○	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院 [※] (入院に準ずる状態 [※] を含みます。)された場合(以下「入院状態」といいます。)において、入院対象者 [※] が家事に従事できなくなったことにより、その入院対象者の行うべき家事を代行するために被保険者(入院対象者)が次の費用を負担したとき。 ア. ホームヘルパー [※] 雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者 [※] 利用費用 ウ. クリーニング費用(配送費も含みます。)	入院対象者 [※] が入院状態にある間に入院対象者が負担した代行費用の額に50%を乗じた額をお支払いします。 (注)保険金のお支払額は、1回の事故につき、[支払限度基礎日額]×[代行費用を負担した総日数(180日を限度とします。)]が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ[※]を被った時に、入院対象者[※]が家事従事者[※]でなかった場合 ●保険契約者、入院対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒酔い運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ●P10記載の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ●P10記載の「補償対象外となる職業」に従事[※]中のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
疾病家事代行費用保険金★ ◎疾病による家事代行費用等支払特約 女性専用プランのみ 	○	○	病気 [※] の治療 [※] のため保険期間中に入院 [※] を開始された場合において、入院対象者 [※] が家事に従事できなくなったことにより、その入院対象者の行うべき家事を代行するために被保険者(入院対象者)が次の費用を負担したとき。 ア. ホームヘルパー [※] 雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者 [※] 利用費用 ウ. クリーニング費用(配送費も含みます。)	入院対象者 [※] が入院 [※] している間に入院対象者が負担した代行費用の額に50%を乗じた額をお支払いします。 (注)保険金のお支払額は、1回の入院につき、[支払限度基礎日額]×[代行費用を負担した総日数(180日を限度とします。)]が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●病気[※]を発病[※]した時または入院[※]が開始された時に、入院対象者[※]が家事従事者[※]でなかった場合 ●保険契約者または入院対象者の故意または重大な過失による病気 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの ●入院対象者の精神障害^{(*)1}およびそれによって発病した病気 ●入院対象者の性病 ●入院対象者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等[※]の対象となるべき期間は、保険金を支払います。 など (注1)保険期間の開始時 ^{(*)2} より前に発病 [※] した病気 ^{(*)3} については保険金をお支払いしません。 ただし、疾病家事代行費用を補償するセットに継続加入される場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (注2)入院の直接の原因となった病気 ^{(*)3} が保険料領収前に生じたため費用を負担された場合および保険料領収前に費用を負担された場合は、保険金をお支払いしません。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁公示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)疾病家事代行費用を補償するセットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※3)入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

★補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[※]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動

山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

- (*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
- (*)2 グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*)3 職務として操縦する場合を除きます。
- (*)4 モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型、パソコン、携帯電話・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器、およびこれらの付属品。眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、有価証券、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、プログラム、データ など

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者^(*)が医師の場合は、被保険者^(*)以外の医師をいいます。
(*) 傷害による家事代行費用等支払特約および疾病による家事代行費用等支払特約の場合は入院対象者^(*)とします。
- 「家事従事者」とは、入院対象者^(*)の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- <急激かつ偶然な外来の事故(例)>
 - ・スキー場で転倒し、骨折した。 ・料理中にヤケドをした。
 - ・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法および船員保険法のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等^(*)を運転することをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払倍率」とは、ケガ^(*)を被った部位およびその症状に対して定められた保険金支払倍率をいいます。
- 「車両」とは、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^(*)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 「清掃代行サービス業者」とは、家庭の掃除を行うことを事業とする者をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 「治療」とは、医師^(*)による治療をいいます。
- 「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院^(*)または通院の日数をいいます。
「通院」とは、治療^(*)が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「転院」とは、入院^(*)している患者が治療^(*)・検査を受けるために、医師^(*)の指示によって他の病院に移ることをいいます。
- 「入院」とは、治療^(*)が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など特約記載の状態に該当し、かつ、治療^(*)を受けた状態をいいます。
- 「入院対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師^(*)の診断^(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
(*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^(*)以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「ホームヘルパー」とは、炊事・掃除・洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「療養の給付」等とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。
- 「労働者災害補償制度」とは労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

特にご注意いただきたいこと

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 告知義務—保険申込書の記載上の注意事項

特にご注意ください

- (1) 保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。
- (2) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
「晴れやか世代(特定傷害保険)」のご契約では次の事項について十分ご注意ください。
 - 他の保険契約等に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます)。

2. その他の注意事項

(1) 同種の危険を補償する他の保険契約等^(注)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

(2) 保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	● 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	● 普通保険約款・特約に定めております。

3. 商品のあらまし

この保険(特定傷害保険)は、被保険者が事故によりケガをされた場合、賠償責任を負った場合、および被保険者の携行品が盗難、破損、火災などにより損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

「疾病家事代行費用保険金」以外の保険金については、「病気」は保険金のお支払いの対象とはなりません。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	始期日における年齢が満70才以上であり、かつ、満期日における年齢が満90才以下の方に限ります。 なお、女性専用プランに被保険者としてご加入いただける方は、上記の方のうち、家庭内で炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行っている女性に限りです。
被保険者の範囲(日常生活賠償保険金以外)	保険申込書の被保険者欄に記載の方
被保険者の範囲(日常生活賠償保険金)	被保険者本人(以下「本人」といいます)、本人の配偶者、本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)、本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚 ^(注) の子 (注)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 *上記の家族構成は保険金支払事由が発生時のものをいいます。

4. 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

5. 引受条件—保険金額の設定についてのご注意

ご契約いただく保険金額については、次の①②にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書裏面の「セット内容一覧表」にてご確認ください。

- ① 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ② 次に該当する場合、ご契約いただける死亡保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(注)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

● 保険契約者と被保険者が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

6. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

7. ご契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険の保険期間は1年であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

8. 保険料領収証の発行

保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

(注)保険料の払込方法が口座振替等の場合には、発行されません。

9. 保険料

保険料は契約セットによって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

10. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、12回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合には、保険料が割増となります。

払込方式	口座振替方式	直接集金方式
払込回数	12回	12回
割増率	5%	10%

また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

11. 満期返れい金・契約者配当金について

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

12. 個人情報の取扱いについて

保険申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

13. その他ご注意いただきたいこと

● 特約の補償重複

日常生活賠償特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

● 契約内容登録制度について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

〈補償が重複する可能性がある主なご契約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
晴れやか世代 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 注意事項

- (1)ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2)被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(注)の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約(注)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(注)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。

(注)保険契約

その被保険者にかかわる部分に限ります。

2. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、死亡保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間(保険料払込期日の翌月末日^(*))までに分割保険料が払い込まれなかった場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(*)保険料の払込方法が口座振替で、かつ、「保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)」をセットしたご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

4. 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合

特にご注意ください

初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
<初回保険料の引落とし前に事故が発生した場合の取扱い>
原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

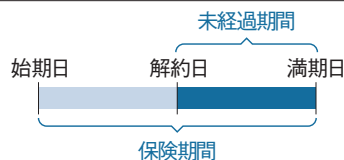
5. 失効について

ご契約後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。
なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
詳細は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割特約(猶予期間延長用)をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。



7. 最低保険料について

- この保険契約の最低保険料は1,000円となります。
- 保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について> (平成23年9月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他のご注意いただきたいこと

- お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

用語のご説明

用語	説明
カ行 危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
サ行 始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
タ行 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ハ行 配偶者	婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。

用語	説明
ハ行 保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

万一の事故のときのお手続について

万一事故にあわれたら



事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

事故は いち早く

■日常生活賠償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■携行品特約の対象となる盗難事故が発生した場合、遅滞なく警察に届け出てください。

■被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、普通保険約款等に記載の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

■高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が、保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方も必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

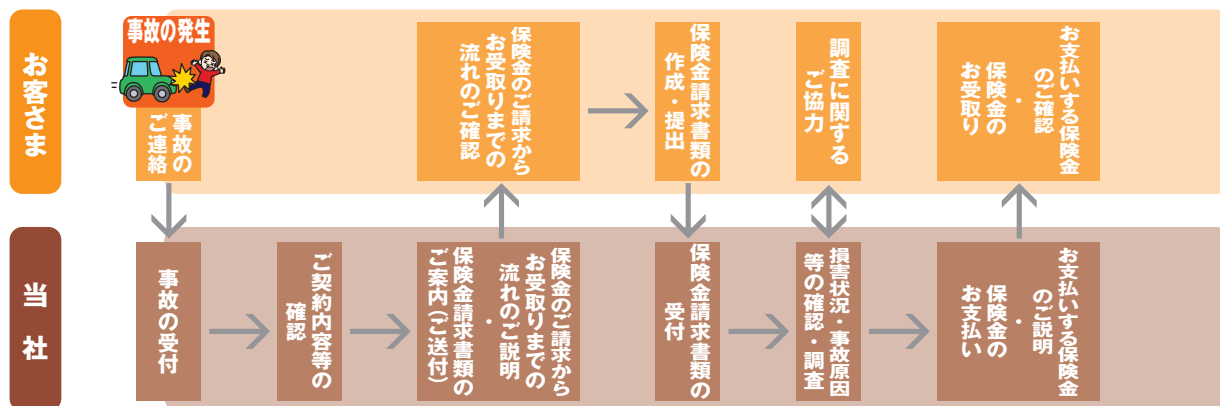
「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

■当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金のご請求からお受取りいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。保険金をお受取りいただくまでのおおまかな流れは次のとおりです。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたしますので、詳しくは当社までお問い合わせください。



〈日常生活賠償をセットされた場合〉

賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。[示談交渉サービス]

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 被保険者が負担する損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



Q 契約年令に制限はありますか。

A 被保険者の年令が始期日時時点で満70才以上、満期日時点の年令が満90才以下の方がご加入いただけます。

Q 病気で入院しましたが、保険金は支払われますか。

A 傷害保険や火災保険では、病気による死亡、入院、通院に対して保険金は支払われません。

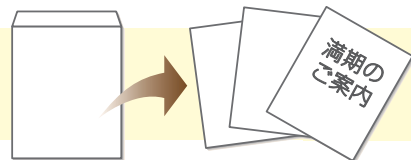
Q 携行品特約では、どんなものでも補償の対象となるのでしょうか。

A 携行品の対象とならないものがあります。詳細はP10記載の「補償対象外となる主な「携行品」」をご覧ください。

ご契約が満期を迎えるとき

満期を迎えるときは、当社から保険契約者に満期のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法などが異なります。



付帯サービスのご案内

生活サポートサービス

日常生活に役立つ

さまざまなサービスをご用意しております。

ご相談
無料

健康・医療

- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供 等

介護

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談

情報提供・ 紹介サービス

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供 等

当社ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*サービス受付のご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする普通保険約款の案内をご覧ください。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内にのみです。

*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客さまWebサービス

インターネットを利用して、当社ホームページで

住所変更のご連絡を行っていただくことができます。

お客さま **Web** サービス

1 ご契約の住所変更をご連絡

住所変更の
ご連絡を
行って
いただけます。



<http://www.ms-ins.com>



<http://msig.jp>

2 約款を確認 **Web** 約款

約款をご覧ください。

保険でできるエコ、はじめよう

Web 約款を
おすすめします!

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、冊子の約款に代えて、Web約款を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。紙の使用を節減し、地球環境保護につながるWeb約款を、ぜひご利用ください。

保険でできるエコ、はじめよう



ご注意いただきたい事項

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、晴れやか世代の保険の概要をご説明したものです。ご契約の内容は、特定傷害保険普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券と共にお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

V0653-5 40,000 2011.11 A3F12 A (修) (62) 111